

令和8年度 第1回小金井市地域福祉推進委員会 会議録

日時：令和8年8月4日（火）

午後6時30分から午後8時30分まで

場所：小金井市役所第二庁舎8階 801会議室

出席委員 11人

会 長 熊田 博喜 委員

副 会 長 石塚 勝敏 委員

委 員 中内 敏彦 委員

永並 和子 委員

塚口 敏彦 委員

金ヶ江 博紀 委員

持田 晴子 委員

酒井 利高 委員

山本 俊郎 委員

秋山 理絵子 委員

小森 哲夫 委員

欠席委員 1人

委 員 田中 勉 委員

事 務 局 福祉保健部長 高橋 正恵

地域福祉課長 香川 博孝

地域福祉係長 山浦 勉

地域福祉係主任 鈴木 祥乃

傍 聴 者 0人

地域福祉課長：それでは、皆様お揃いですので、令和8年度第1回小金井市地域福祉推進委員会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は当委員会を所管しております、小金井市福祉保健部地域福祉課長の香川と申します。よろしくお願いいたします。また、今回より夜の開催となりますこと、皆様におかれましてもご調整いただきまして誠にありがとうございます。本日は、田中委員から欠席のご連絡が入っております。なお、定足数に関しましては、地域福祉推進委員会条例の第6条第3項に「半数以上で成立する」旨記載がございますので、本会議は成立していることをここにご報告申し上げます。

それでは、最初に本委員会についてですが、本委員会は小金井市市民参加条例第6条及び小金井市地域福祉推進委員会条例第7条の規定により、原則公開となっております。委員の皆様におかれましては、ご発言の際は挙手の上、お名前を事前に名乗って

いただいてご発言いただきますようご協力お願いいたします。また、会議の傍聴については、小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領のとおりとなっておりますのでご承知おきいただければと思います。

(配布資料確認)

それでは、これよりお手元の次第に沿って進めさせていただきます。まず、委嘱状の交付でございます。本日、お手元に配布しております資料3、委員名簿の順にお座りいただいております。欠員となっております学識経験者及び地域自立支援協議会の枠につきましては、この度新たに委員をお引き受けいただきました。このお二方には、事前に机上に委嘱状をお配りさせていただいております。任期につきましては本日から令和11年3月18日まで、他の委員の皆様と同じ終期となっております。長い任期となっておりますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

続きまして、新規委員のご紹介させていただければと思います。本日初めて参加となりますお二方より、簡単に自己紹介をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。まずは熊田委員から簡単に自己紹介のほどよろしくお願いいたします。

熊田委員：それでは改めまして、こんばんは。資料の3の5番の熊田です。所属は武蔵野大学という西東京市にある大学です。昔は武蔵野女子大学という名前でしたが、20年前に共学化しまして、今は江東区の有明に法人の本部のキャンパスがありますが、私は西東京市の新町にある武蔵野キャンパスに所属しています。人間科学部の社会福祉学科で、社会福祉士の養成をしまして、ちょうど今隣にお座りの小金井市社会福祉協議会さんでは毎年社会福祉士の養成の実習を引き受けていただいているところで、随分昔は年に1回必ず実習の巡回で来ていました。専門は一応地域福祉ということになりますので、この計画の名前通り地域福祉について色々とお力添えできればと思っています。ただ、小金井市についてはまだ全然わからないところも多数ありますので、ぜひ委員の皆様から色々教えていただきながら学んで進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

地域福祉課長：ありがとうございました。続きまして、塚口委員よろしくお願い申し上げます。

塚口委員：こんばんは。塚口です。一応9番、小金井市地域自立支援協議会から委員になっていて、そこからの出向のような感じです。委員に福祉関係者が多い中、私は福祉関係ではなく、そもそも地域自立支援協議会にも小金井市商工会から企業関係者を1名出すということで所属しています。なぜ小金井市商工会で理事をやっているかというと、小金井市前原町の前原坂下商店会の会長をやっています。会長になるとオートマチックに理事になり、理事になるとどっかの委員、協議委員になるという状況です。自分の本業は鍵屋さんです。坂下にある東京キーロックという鍵屋です。福祉関係で言うと、認知症とか徘徊するおじいちゃんおばあちゃんの対策であったり、あとは最近多いのは孤立対策で高齢者の方が心配になって地域包括支援センターや社会福祉協議会に相談に行って、そこから防犯診断に行ったりということをやったりしています。今は世代が分かれて住んでいるので、高齢で鍵を閉められない方で夜に遠隔で閉めたい

とか、開け閉めしていることをリアルタイムで確認したいという依頼が多いです。よろしく願いいたします。

地域福祉課長：ありがとうございました。なお4月に事務局側の職員も異動がございましたので、改めて職員の紹介をさせていただきます。

（事務局紹介）

地域福祉課長：以上、よろしく願いいたします。

それでは、議事1「委員委嘱及び会長・副会長の選任について」でございます。正副会長の選出に移らせていただきます。前回の委員会において委員の欠員がございましたので、今回の委員会において改めて検討することとなっております。条例第5条第2項におきまして、会長及び副会長は委員の互選により選任するものとなっております。会長の職務といたしましては、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議事進行など行っていただくこととなっております。選出方法につきましては委員の互選によるものとなっております、従来の例で行きますと指名推薦が多いというところでございますが、どなたかご意見はございますでしょうか。

酒井委員：指名推薦でよろしいかと思います。

地域福祉課長：ありがとうございます。ただいま「指名推薦で」とお声がございました。指名推薦で選出することにご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

ご異議がないようですので、指名推薦で選出することといたしたいと思います。どなたか指名していただける方、いらっしゃるでしょうか。

石塚副会長：他の委員会等で議長経験もあり、専門的な知見を持つ学識経験者の熊田委員を推薦したいと思いますがいかがでしょうか。

地域福祉課長：熊田委員を指名する旨のお声に対して「異議なし」ということでございましたので、それでは会長に熊田委員を選出することと決定いたしました。改めて、熊田委員より会長に選任していただきましたので、一言またご挨拶いただければと思います。よろしく願いいたします。

熊田会長：それでは改めまして、熊田と申します。今、石塚委員の方からも少しお話がありましたが、専門が地域福祉という関連から、地域福祉計画ですとか、あと社会福祉協議会が策定している活動計画ですとか、そういったところはいくつかの自治体で担当させていただいています。今、地域福祉をめぐる状況の中では、今回総合計画の中にも実際入っている重層的支援体制整備事業ですとか、少し難しいものが色々動いていたりしているわけですが、要は小金井という地域の中で自分らしく最後まで暮らし続けられるようにするにはどうすればいいのかということを考える、まさに一番ベースになる委員会の1つという形になるかと思いますので、他の自治体の取組なども色々踏まえて、小金井らしさが出せるような計画の進行や、計画の策定について、ぜひ皆様と一緒に議論できるといいかなと思っております。改めましてどうぞよろしくお願いいたします。

地域福祉課長：ありがとうございました。それではここで、進行につきましては会長にお渡しさせていただきたく存じます。ここまでの進行にご協力いただきましてありがとうございました。それでは会長、よろしくお願いいたします。

熊田会長：それではここからは私の方で進行させていただきたいと思います。次に、副会長の選出に移りたいと思います。副会長の選出方法はいかがいしましょうか。

酒井委員：はい、指名推薦で。

熊田会長：はい、ありがとうございます。ただいま「指名推薦」というお声をいただきましたので、指名推薦で選出することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議はないようですので、指名推薦で選出することにしたいと思いますが、どなたか指名される方はいらっしゃいますでしょうか。

持田委員：副会長には会長がご出席できない場合を考え、委員会の運営についてご経験のある方が適任だと思われます。前回も副会長を務めてくださいました社会福祉協議会の石塚委員を推薦したいと思います。皆さんいかがでしょうか。

熊田会長：ありがとうございます。副会長には石塚委員を指名するとの声でしたが、副会長に石塚委員を選出することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議はないようですので、それでは副会長を石塚委員に選出すること決定いたしました。石塚委員、よろしくお願いいたします。

熊田会長：それでは石塚副会長に一言ご挨拶をいただきたいと思います。

石塚副会長：それでは手短にご挨拶をさせていただきたいと思います。前期から引き続きということで大役をいただきました。熊田会長を支えながら皆様と一緒にやっていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

熊田会長：改めてよろしくお願いいたします。ありがとうございました。それでは早速、次第に従って進めてまいりたいと思います。議事2「委員会の運営等について」ということで、この委員会の運営等について改めて事務局より説明をお願いいたします。

事務局：それでは、資料6をご覧ください。資料6に記載した4つの項目についてご説明いたします。1と2につきましては冒頭でも課長から述べましたとおり市の規定により定められておりまして、1「会議は原則公開」、2「会議の傍聴」については資料5の「小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領」に沿って運営をしていただきたいと思います。項目の3及び4については本日どのような方法にするか決定いただきたいと思います。まず3「会議録作成の基本方針等」についてでございます。会議録の作成方法は3点、「全文筆記」、「発言者の発言内容ごとの要点記録」、「会議内容の要点記録」となっております。他の審議会の経験等を踏まえ、事務局としては全文筆記でお願いしたいと考えております。理由としては、要点記録の場合も全文記録をとった上でそれを要点にするという作業に非常に手間がかかること、また全文記録の場合、会議で出たすべての情報が入る点などをメリットと捉えているためです。令和4年度以降これまでの会議録につきましても全文筆記となっておりますので、もしご

異議がなければ作成方法についてこれまでどおりとし、委員の皆様にご了承いただきたくご審議お願いいたします。

熊田会長：はい、ありがとうございます。今資料6の1番と2番については決まっていて、3番の「会議録の作成」について、事務局の希望としては「全文記録」というご提案をいただいています。いかがでしょうか、ご異議ございますでしょうか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。ご異議はないようですので、会議録は全文記録という形にさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。続いて、同じく資料6の4番「意見・提案シート」について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：続いて「意見・提案シート」についてです。実物は資料7としてお配りしております。意見・提案シートにつきましては、本委員会の委員以外の市民の方にも広くご意見をお伺いする手段として活用してまいりました。事務局といたしましては今後もより多くの市民の方のご意見を計画に反映するため、意見・提案シートを傍聴者のため活用したいと考えております。委員の皆様を決めていただきたいのは、意見提案シートを設置するかしないか、また設置する場合の記名の方法、資料の取扱いです。事務局としては引き続き同じ取り扱いをしていただきたいと考えております。

熊田会長：はい、ありがとうございます。今ご提案いただいているのは、資料6の4ですね。この「意見・提案シート」になりますけれども、事務局の意向としては意見・提案シートを活用すること、また活用方法は資料の記載の通り記名を求めた上で正式資料として取り扱いたいという形になります。文章はこちらに書いてございますので目を通していただければと思いますが、これはもう現行どおりという感じですよ。で、それを踏襲したいということになりますけれども、いかがでしょうか。ご異議ある委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。ご異議はないようですので、この意見提案シートはそのまま継続して活用という形にさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。続いて資料6の5番、「地域協議会について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局：続いて、「地域協議会について」です。社会福祉法人指導検査業務の一環として、市では地域協議会の設置が求められています。具体的には記述のあるとおり「社会福祉法人が作成する社会福祉充実計画に地域公益事業を位置づける際は、地域協議会の意見徴収を必要とすること」との規定がございます。本市ではこれまで、本委員会の組織構成が地域協議会と近いいため、社会福祉法人担当者と協議を行い、地域福祉推進委員会が地域協議会を兼務することとして進めてまいりました。今後も、本委員会の所掌事務としてよろしいか伺います。

熊田会長：ありがとうございます。地域協議会という協議会もこの地域福祉推進委員会の一部として位置付けるということで、これは小金井市だけでなく他市でも一般的なことで、それほど特殊なことではないと思いますが、委員の皆様はご異議等ございます

でしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようでしたら、継続して所管事務として取り扱うことといたします。

ありがとうございます。これで委員会の基本の進め方について確認が終わったかと思
います。それでは次第に戻りまして、議事3「地域福祉計画の進捗状況（令和7年度
実績報告）について」ということで、まず事務局からの説明をお願いします。

事務局：まず、「地域福祉推進委員会による計画の評価方法について」改めてご説明いたしま
す。今回事前に送付しました資料1「令和7年度実績報告書」には、行政による内部
評価を記載しています。各部署の事業担当者が実施した自己評価になりますので、委
員の皆様には、評価を行う際の参考資料としてご活用いただければと思います。

また、委員の皆様による評価については、AからDの段階評価や数値による評価は行
わず、いただいたご意見や評価内容を「委員会による外部評価」として報告書に記載
しております。委員会からいただいた評価は、各事業担当課にフィードバックを行
い、次年度以降の事業への反映に努めています。なお、これらの評価は市のホームペ
ージでも公表しております。以上が評価方法の確認となります。

熊田会長：はい、まずはこの資料の中でAやDといった記述がありますが、その評価方法につ
いてご説明いただいたということです。何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

(意見なし)

市が評価した内容をご覧いただきながら、感じられたことを意見等としてこの委員会
の中で出していただくということになります。それでは、評価の方法について確認が
取れたということで、事務局からの説明を踏まえ、地域福祉計画における令和7年度
の実績報告について、本委員会で出されたご意見や評価を取りまとめてまいりたいと
思います。事務局、続きをどうぞ。

事務局：続きまして、資料1の内容について、簡単に説明させていただきます。基本目標1に
ついては、「福祉のまちづくり」という基本目標のもとに、4つの施策の方向性を
示しております。まず一つ目の、「福祉を支える基盤の整備」については、だれもが
暮らしやすい、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進しています。資料の1
ページに当たりますが、地域福祉課においては、施設面の整備として、市内に新たに
新設される飲食店や物販店のよう、不特定多数の方が利用する東京都福祉のまちづ
くり条例の対象施設などについては、出入口の幅や車いすが利用できるトイレの配置
など、整備基準を適切に遵守するよう助言・指導を行い、ユニバーサルデザインによ
るまちづくりを推進しています。次に、資料の2ページに当たりますが、「災害に備
える体制づくり」として、地域福祉課では災害時における、避難行動要支援者への支
援体制の充実に努めています。令和7年度についても、災害時に自力で避難すること
が困難で、家族等の支援を受けられない方などを登録する避難行動要支援者名簿の更
新と、新規対象者への調査を実施いたしました。この名簿は民生委員の皆様にも共有
しており、本事業にご協力をいただいています。次に、資料3ページの最終行から6
ページに当たりますが、「人権尊重と権利擁護の体制づくり」として各事業に取り組

んでいます。資料2ページ目の最後からは「ノーマライゼーションの推進の取組」としまして、教育委員会における発達段階に応じた保健福祉教育を実施しております。また、高齢や障がいのある人もない人も、分け隔てなく当たり前に一緒に暮らす地域を作るというノーマライゼーションの理念を周知、啓発する取組を各部署において展開しています。3ページ目後段からは、権利擁護事業の内容になります。地域福祉課では毎年市民後見人の育成に取り組んでおります。また、社会福祉協議会では本市の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、中核機関として、権利擁護に関する相談等を行っています。続きまして、基本目標2についてご説明いたします。少しページが飛びまして、7ページ目になります。「包括的な支援体制の構築」について、ご説明いたします。本市においては、これまでも福祉総合相談窓口の設置等により、包括的な支援体制の構築の取組を行ってまいりましたが、第3期保健福祉総合計画の改定の中で、国の重層的支援体制整備事業を活用することにより、より具体的な取組をもって、包括的な支援体制の構築を目指すという方向性について、本計画に記載したところでございます。基本目標2に位置づけられる各事業の実績報告は、令和7年度から開始した重層的支援体制整備事業の取組がベースとなっています。まず、資料の7ページに当たりますが、令和7年度の福祉総合相談窓口の運営事業 については、市内4圏域に1名の地区担当の相談員を配置し、住民に身近な圏域で総合的な相談対応を行う基盤が整っていること、また相談件数においても年々増加しており、重層的支援体制整備事業の開始に伴い改めて「属性を問わない窓口」として周知等を行っております。相談件数も増加していることから、相談窓口としての役割を果たせているとしてA評価としています。同じく7ページの「多機関協働事業の推進」から8ページの「地域での見守り推進」までは、重層事業に基づく取組となっております。まず、「多機関協働の推進」では、既存事業では対応が難しいもの、複雑化・複合化したものの、について包括的にチームで支援ができるよう調整をするという事業となります。個別のケースについては、本人同意を得られない段階でも個人情報の取り扱いについて法的守秘義務を課すことのできる支援会議を3件（延べ4回）実施し、支援の方向性等を含む関係機関での情報共有等を行いました。また、令和7年度の8月に関係部署の管理職が集まった「重層的支援体制推進会議」を開催しており、関係機関の意識統一を図ることを目的として協議を行っております。なお、本人同意を得た後で支援プランの検討を行う「重層的支援会議」の開催実績はありませんので、「重層的支援会議」で実施を決定する「参加支援事業」及び「アウトリーチ等継続支援」については、0件でございました。「アウトリーチ等継続支援」については、導入部分については実施しているものの、プランに基づく実施ができていないところで一定課題があると考えておりますが、「未実施」ではないということから「C評価」としております。令和8年7月23日に実施した重層的体制推進会議において、「未実施」ではあるが、「対象となる方がいなかったこと」を「D評価」とするかどうか、という指摘を委員からいただきました。定量評価の観点ではなく定性評価の観点からも、その前段である支援メニューの開拓に注力しているというところも踏まえて「アウトリ

一チ等継続支援」及び「多様な地域資源とのマッチング」については、0件ではございますが「C評価」としてしています。「多様な市民が交流できる場の構築」については、多分野の人が集える場を創設することを目標に掲げています。既存の地域の居場所を「誰でも集える場所」として活用できるようにしていくことも踏まえて、地域に必要と思われる居場所づくりを進めてまいります。また、「地域での見守りの推進」は「地域づくり」として、一定取り組めてはいるものの、他分野との連携も必要となることから、着実に進めていく必要がございます。地域のネットワークの推進だけでなく、必要とされる地域活動の場を創設するなど、これまで以上に推進してまいります。基本目標2についての主な内容は以上となります。次に資料の10ページに当たります、基本目標3「地域活動の活性化」についてです。地域活動への参加促進や地域福祉の担い手育成など、地域の主体的な活動を支援する取組を位置づけています。地域活動の担い手を養成する「地域福祉ファシリテーター養成講座の開催」については、令和7年度は小金井市から9名が参加し、2つの団体が設立されております。次のページの「民生委員・児童委員活動の支援」については、令和7年度は3年に1回の一斉改選を行っております。欠員補充に注力するとともに、民生委員・児童委員のご負担の軽減に向けて、今後も支援を行っていく予定でおります。そのほか、地域福祉を推進する中核となる社会福祉協議会をはじめとして、様々な社会福祉法人やNPO法人等の連絡会に市の職員も積極的に参加するなど連携強化を図りました。簡単ではございますが、以上が資料1の説明となります。

熊田会長：ありがとうございます。今、資料1の全体の説明をしていただきましたが、これからご意見をいただくに当たっては、分けていただいた方がよいかと思います。まず始めの20分は基本目標1について、次の20分は基本目標2についてというふうにして、基本目標1にいたり基本目標3にいたりしないよう、混乱しないようにしたいと思います。そのような進め方でよろしでしょうか。

（異議なし）

それでは、まずは基本目標1「福祉のまちづくり」について、ご意見や疑問に思われることがある方は、どなたからでも結構ですので、ご発言をお願いします。

山本委員：2ページの事業8の教育委員会系のことです。この場がふさわしいかは分からなかったのですが、インクルーシブ教育について小金井市の取組はどうかという質問で、事前に質問を送付しております。保健福祉教育の充実ということで、障がいですとかノーマライゼーションについてどのようになっているかということです。

熊田会長：はい、ありがとうございます。今、山本委員から、事業8の状況について教えていただけないかということです。

事務局：はい。事前に教育委員会の指導室に確認してご回答をいただいております。インクルーシブ教育については、令和8年4月に新たに定めた教育目標で、「多様性の包摂」を掲げています。インクルーシブ教育も含め、一人ひとりの児童・生徒の困り感に対する支援の充実を図っています。発達・学習・心身・家庭環境等の困り感だけではなく、不登校、いじめなど、一人ひとりの児童・生徒の状況や背景に応じたきめ細やかな支援を通して、

心身ともに安心して学校生活を送ることができるようになることに努めています。教育委員会としては、特別支援教育にかかわる職員のほか、日本語指導や読み書き困難に関する指導員等の配置、不登校児童・生徒への多様な学びの場の充実、いじめ防止に関する様々な取組を推進しつつ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談所などの教育相談体制の充実を図っています。

山本委員：最近よく聞くのは、障がいを持っているご父兄と話す機会があったものですから、「小金井市について普通学級に入れようとしてもなかなか入れないんですよ」ということを聞いたものですから。地域ごとに障がい者を受け入れる学校の体制が取れているところと取れていないところがあるのかなと思って、今の質問を投げたんですけれども。これはやっぱり教育委員会ですかね。

事務局：そうですね。基本的にはそちらになります。

山本委員：そうですか、今お答えいただいたので大丈夫です。

熊田会長：山本委員が仰ったように、教育委員会ですとか、子どもたちが自分らしく過ごすということについて学校だけで過ごす訳ではないので、ほかの機関とどう連携しているのかとかは大事になってくると思います。また、ここでは障がいのある方というのがメインとなっておりますけれど、多文化というところでは、海外にルーツのある方というところも他市でも増えてきておりますけれど、そういう方をどう支援していくのかということも大事になってきているかと思しますので、ここは計画の中で大事なポイントかと思えます。今後もこの会議で進捗状況を共有していきながら、ご意見等いただければと思います。

それでは他にご意見がある方いらっしゃいますか。

酒井委員：1ページの事業4の移送サービスについてですが、評価がCとあって、よく分からないところがある。移送サービスの事業所が廃止となったということだけでも、多摩地区でやられていた、認可を受けられていた事業所が事業を廃止したと。それで、その後に、別のNPO法人に支援を行ったと書いてある。同様の事業者が他にもいるということなのか、その点からあまり困っていないということなんでしょうか。

熊田会長：事務局、お願いします。

事務局：はい、移送サービスについては、令和7年3月をもって福祉有償運送のハンディサポートこがねいという市が助成金を出していた事業所は廃止となりました。大きく貢献していただいておりますところですので、これをもちまして市が助成を行う事業所はなくなったということになります。ただ、認可については助成とは別でございまして、市内にもう1か所、認可自体は実施しているところがございまして、事業としては完全になくなったというわけではございません。

熊田会長：酒井委員、いかがでしょうか。

酒井委員：それで、C評価というのは、従来のレベルには達していないという意味で、例えば需要と供給が足りていないだとか、そういう意味か。

事務局：そもそも計画として助成をして安定的な供給に努めるとなっていたのですが、多摩福祉有償運送協議会の方で認定をしているものでしたが、事業を取りやめているという

ことで事業としては縮小してしまっているところになります。

需要に対して足りているのか、という点については、すみません、こちらで把握はしていないのですけれども。

熊田委員：酒井委員、いかがですか。

酒井委員：何となく分かりました。

熊田委員：恐らくですね。酒井委員が仰ったように、1事業所廃止ということが実態にあると思うんですが、そこを利用されていた方が困っているのかというのが大事なところかと思います。そういう意味では、事業所としてあるかないかという議論とは別に、実際使っていた人たちが困っているか困っていないかという視点も大事かと思うので、充足しているのかどうかという視点でもう一度、アセスメントしていただきたい。助成していたところがなくなっても、認可しているところがカバーできているのであれば基本問題ないと思います。ただ、そこがうまく機能していなくて、困っている人がいらっしゃるということになると、そこは手を打たないといけないということになりますので、まずは調べてみて、結果を見て検討することとなるかと思います。

事務局：そうですね。仰っていただいたとおりかと思うので、ニーズについては担当課に確認をしたいと思います。

熊田委員：そうですね。やっぱりニーズベースで考えていくということが大事かと思うので、そこを次回の計画の時までに確認していただく、年度ごとに状況も動くかと思うのでとりあえず令和8年の3月、令和9年の3月どうかというのを確認していくのが大事かと思いました。酒井委員ありがとうございました。
それでは、他にありますか。

永並委員：今の事業4番の移送サービスについて質問ですが、障害者交通手当という新しい事業をすることで利便性を図っているとのことですが、具体的にどのような事業なんでしょうか。

事務局：はい。これまではタクシー費助成・ガソリン費助成として対象の方に支給しておりましたが、それは全ての方ではなく、申請があった方に対して支給しておりました。今回、福祉有償運送の事業所廃止に伴い、代替施策を担当課が検討していく中で、皆様、一律に手当として支給することで、タクシー費に充てていただく、利便性を高めるということで、この4月から障害者交通手当を開始しております。

永並委員：金額はいくらですか。

地域福祉課長：2, 200円と1, 100円の2種類になります。身体状況によります。

永並委員：そうですか。

熊田会長：はい、大丈夫でしょうか。そのように、代替措置も講じられているというわけですね。ありがとうございます。ほかに何かありますか。

持田委員：今の項目、移送サービスですが、それは例えばご自宅から病院までとかでしょうか。

熊田会長：移送の範囲についてですね。事務局いかがですか。

事務局：そうですね、こちらの事業は高齢者や障がい者の公共交通機関を使用することが困難

な方に、通院や買い物等の外出を支援するサービスでございまして、基本ドアツードアで介護タクシーのように補助を行うような事業になります。社会福祉法人ですとかNPO法人が自家用車で行うという非営利で行うもので、内容としては介護タクシーのようなものと思っていただいて相違はないかと思います。

熊田会長：基本、ドアツードアで移送を請け負っていただけるということだと思います。

よろしいですか、はい。他にありますか。時間的にもう1人ぐらい。

小森委員：5ページの事業15番なんですが、地域福祉課が令和7年度は1事業の指導検査を実施したとあるんですね。これは法令を遵守しないといけないと思うのですが、令和7年度のところではB評価となっています。なぜA評価にならないのでしょうか。

熊田会長：事務局、どうですか。

事務局：はい。市が所管する5件に対して、年に1、2件ほど実施しておりますが、指導検査の内容を踏まえてA・Bの評価をどちらとしているのか決めているというところについては現状確認できておりませんので、担当に確認して協議したいと思います。

熊田会長：きちんと指導検査できているのであれば、Aでもいいのではないかとという小森委員のご意見かと思いますが、評価のつけ方のところは確認していただいた方がよいかと思います。それでは次に、基本目標2「包括的支援体制の構築」について、8ページから10ページになりますが、ご意見がある方はご発言をお願いします。

酒井委員：8ページの事業21番、精神疾患を抱える方へのアウトリーチについての内容が書いてありますが、中身としては実際はとても難しい。どこの自治体でも精神疾患を抱える方をスムーズな治療行為へつなげるということが困難である。このように書いてあるけれども、やはり自治体単一でやるのではなく、精神科のクリニックや訪問看護と連携したり契約したりして、アウトリーチをかける時には専門機関に入ってもらわないと難しいと思います。ここに書いてある表現だと実態が分かりづらいので、実態はどうかを教えてください。例えば認知症だと、小金井市の場合医師会の中にチームがあって、アウトリーチしますよね。精神科領域においては、実際はどうか聞きたい。

事務局：そもそもこの項目は法の改正に伴い、医療につながっていない精神疾患を抱えた人へのアウトリーチを積極的に実施するというところの内容が記述されております。これまで未受診の方に対するアプローチは保健所が主導で行ってきておりますが、法の改正に伴い、今後は市としても積極的にアウトリーチしていく必要があるというところで、令和7年度においては、医療中断した精神障がい者について、自殺未遂などの相談を受けたケースを市の積極的なアプローチを実施して、再び医療へつなげることができた、というように医療へつなげたケースが複数あり、一定の取組ができているとの判断をしていると担当課に確認しております。

酒井委員：今、保健所が統合されてから、小金井市から見て保健所の保健士さんというのはあまり近い関係ではないかと思うのだけれど、このようにどこともつながっていない精神疾患を持つ方に対してうまく連携がとれているのか。

事務局：そうですね、担当課にいる精神保健福祉士が主立って調整しております。

酒井委員：いや、それでうまくいっているならば、できているのならいいのですけれど。ほかの自治体は困っているから。

山本委員：資料２の「重層的支援体制整備事業の実績報告について」が、今のところを詳しく説明しているところかと思うのですが、いかがでしょうか。本人の同意を取れない時にこそ重層的支援体制整備事業の方で実施することができるようになったと。本人の同意が取れないのがどうひっかかるのかが少しわかりづらい非常に難しい問題ですが。

酒井委員：私が言っているのは、あまり本人同意が前提とならないものなのですね。なかなか本人とのコンタクトとか含めて難しいケースとかあるので、どういう手法を取られているのかということをお聞きました。

塚口委員：今のご意見を踏まえて、カンファレンスを行ったと書いてあるのですが、「カンファレンス」というのは関係者が一堂に介してという意味かと思いますが、もしかして今、個別のという話が出たので、「ケアカンファレンス」という別の単語のことを指しているのか、担当課に確認していただくとよいかと思いました。

熊田会長：今、何名かの委員からこの点ご指摘いただきましたけれど、事務局の方として全体としてどうですか。

事務局：はい、塚口委員の指摘については、確認いたします。

熊田会長：アウトリーチについてはですね、例えば今社会福祉協議会さんの方で地域福祉コーディネーターも行っているかと思います。今回は、精神保健福祉の領域のアウトリーチという話でしたが、全体としてどのようにアウトリーチができるのかというのはとても大事なところかと思います。非常に重要な指摘かと思いましたので、今後も意識していければよいと思います。ありがとうございます。

秋山委員：今のお話で、精神保健福祉の部門の実働についてです。私は計画相談というサービスのコーディネートを行っているのですが、福祉サービスから離れてしまうと、私もその人から離れます。福祉サービスを使っていなくても地域とつながれていた方も、いつの間にか医療を中断していて、服薬の中断から状態が悪化してしまい、困った家族が市役所に相談すると私のところにも話がある、というケースになります。そういった場合、今、近隣市で精神科医を派遣してくれるという医療のアウトリーチ事業があるので、まずは地区担当の精神保健福祉士が本人にアプローチしながら、並行して必要な医療の派遣の調整もするというところで、医療のアウトリーチという点に大きな変化があったのではないかと思います。

熊田会長：情報提供ありがとうございます。実際、今もう医師が訪問されているということですね。それでは、他にいかがでしょうか。

金ヶ江委員：事業２５番の地域での見守り推進の件ですが、東京都が見守り事業を推進していて、一般企業の協力もあると聞いたのですが、そことの連携はとっているのでしょうか。

熊田会長：小金井市として推進事業が活用できているかということですね。

地域福祉課長：色々と種類があるかと思いますが、従来から小金井市が企業と高齢者の見守り協定を結んで見守りを実施しておりますので、既に一定取り組んでいるところです。

熊田会長：よろしいでしょうか。はい、他にありますか。

持田委員：同じく事業２５番です。地域での見守り推進について、こちらにありますとおり民生委員・児童委員は地域の最も身近な相談相手です。必要に応じて行政や関係機関につないでおります。日頃より地域福祉課においては民生委員の事務局として支えていただいております。担い手の確保も引き続きお力添えをお願いいたします。質問です。その上の事業２４番、多様な市民が交流できる場の構築の中で地域の居場所づくり講座や地域福祉ファシリテーター連絡会の記述がありますが、地域福祉ファシリテーターの活動内容について教えていただけますでしょうか。

熊田会長：ありがとうございます。それでは事務局お願いします。

事務局：地域福祉ファシリテーターは、自ら地域の課題を発見し、地域に必要な活動を仲間とともにやり、人と人をつなぎ、チームの力を引き出すような人材として、養成講座事業を実施しています。市民ボランティアの一種ではありますが、自ら地域の福祉課題を発見し、課題解決のための市民活動を主体的に行う人々のことを指しております。

熊田会長：補足ですが、これは国で決めているものではなく、ルーテル学院大学が中心となって養成講座をやっていて、その講座を受けた人が地域福祉ファシリテーターと名乗って、事務局で進めていただいている事業です。

持田委員：わかりました。

酒井委員：私は、その１回目の立ち上げに関わった者です。私は三鷹市にいて、当時、市川先生がやってみようかと声をかけてくださって、武蔵野市・三鷹市・小金井市３市が協力して３市の自治体と社会福祉協議会で、小金井市も熱心に活動されたと。その講座の修了者が単独なりグループで、地域の中で色々な福祉活動を自分たちで行っていくという事業です。

熊田会長：持田委員、よろしいですか。

持田委員：はい、ありがとうございます。

熊田会長：他はよろしいですか。はい、では次にまいります。基本目標３「地域活動の活性化」について、１０ページから１２ページまでとなりますが、何かご意見がある方はご発言をお願いします。

持田委員：意見です。１０ページの事業３５番から３８番のボランティア活動の参加について、質の高い講座を期待しています。充実したボランティア活動ができるよう願っています。

熊田会長：はい、ありがとうございます。小金井市は伝統的にボランティア活動が強い地域で、色々ネットワークを持っていると思います。ご意見を受けて、社会福祉協議会の石塚副会長から、現在の小金井市のボランティア活動の状況についてご説明いただけますか。

石塚副会長：そうですね、小金井は意識の高い市民の方が非常に多くて、例えばＮＰＯ法ができた後にはＮＰＯの立ち上げも多く、今は少し減ってきておりますが、それでも市民の方の意識は高いと思います。子育て関係から高齢者支援の関係まで幅広いグループが参画していただいております。コロナの時に一時期活動が縮小しましたが、社会福祉協議会でも今ちょうど夏の体験ボランティアを実施していて、小・中・高校生、ま

た、働いている方も対象に参加していただいています。昨年は100人を切っていたが、今年は100人超、140人程度ご参加いただいでいて、盛り上がりを見せています。現場で受け入れてくださる施設のご協力もいただき、市民の方に幅広い体験を行っていただけているかと思います。

熊田会長：やはり伝統を大事にしながらどう育てていくかということが大事かと思いますので、地道な活動かと思いますが、引き続き進めてください。他に質問ございますか。自分からもよろしいですか。事業43番の町会・自治会活動への支援で、今、石塚副会長から市民からの提案型の取組についてお話がありましたが、地域では伝統的に町会・自治会の取組というのは大事にされていて、今小金井市内の自治会や町会の状況をもしご存じでしたら教えていただけますか。

事務局：状況というのは加入率等のことでしょうか。

熊田会長：そうですね、総じて、活性化しているのかとかも含めてです。自身の地域でも全体的に高齢化が進んでいて、解散するようなどころも増えているので、小金井市はどのようなのか。基本情報として教えていただきたい。

地域福祉課長：小金井市においても転出入の関係もあり、活発な地域もあるものの、加入率については下がってきていると担当からは聞いております。子ども会もこれまでは何とか出来ていたが成り立たなくなってきました。これまでの伝統的な町会・自治会があって子ども会もあってという体系が維持しきれないという状況です。

熊田会長：そういう意味では、小金井の中でも新住民と言われる人が入ってくる時に、旧来の伝統的なものとどうつないでいくか、あとはテーマ型で取り組まれているボランティアについて新しい方をどうつなげていくか、そういった仕組みができてくるといいと思います。今後場合によっては施策を講じていくということも計画の中で考えていく必要があるかと思います。ありがとうございます。

それでは、目標3のところでは他にご意見等ございますか。

小森委員：11ページの事業41番のところです。各種法人でサービスを行うことに対して事業費の補助を行うと書いてありますが、申請がなかったと理解したのですが、普通だと事業費の補助があるのであれば申請があると思うのですが、なぜ全然なくてD評価になっているのか、疑問に思いました。

熊田会長：はい、ありがとうございます。41のところですね。もしお答えいただけるようでしたらお願いいたします。

事務局：はい、ご質問いただいた事業41番の申請がなかったという点についてですね、担当からは近年この事業は申請がないものと聞いております。といいますのも、こちらは東京都の方で補助要綱を定めているものになりまして、その申請の窓口が市であるという事業になりますが、なかなか基準が厳しいと申し上げておりました。ですので、そこに合致して申請してくる法人というのが現状いないということになります。

熊田会長：そうとなかなか難しいですね。一応計画の項目の一つとはなっていますけれど、基準が厳しいとなると実態的に実施していくのは大変だと思います。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは質問がないので以上

としまして、次の議事に移りたいと思います。次は、「重層的支援体制整備事業実施計画の進捗状況（令和7年度実績報告）について」ということで、事務局より説明をお願いします。

事務局：議事4「重層的支援体制整備事業実施計画の進捗状況（令和7年度実績報告）について」です。本市では、各分野における既存事業を補完することとして令和7年度より重層的支援体制整備事業の整備を実施しております。本事業実施のため「重層的支援体制整備事業実施計画」を定めた中で、こちらの事業として新たに設けられた事業及びその包括的な視点から、定量評価と定性評価の両方の指標をそれぞれ掲げております。実施計画策定時において、地域福祉推進計画と同様に数値が多ければ良いというものでもないということから、目標値を定めるのではなくそれぞれ定性評価を重視し、件数については報告や拡充という形をとっております。その件数等についてこちらの資料にまとめております地域福祉推進計画と重複するところもございますが、令和7年度の重層的支援体制整備事業の実施状況について簡単にご説明いたします。

1の(1)においては、既述のと通りの件数となっております。事業全体の広報・啓発につきましては、事業内容について内容紹介を、9月15日号の市報特集号にて行い、市のホームページにおいても掲載して周知しております。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業についてです。令和7年度は重層的支援会議に諮ることとなったケースがなかったことから、0件となっております。昨年度は原則的な重層的支援会議においてプランを策定した後のアウトリーチ等継続支援のみをカウントすることとしておりました。本人同意前においても実施できる規定があることから、実態に即した件数を把握できるよう委託先と定義について調整してまいりたいと思います。

多機関協働事業についてです。本人同意を得た重層的支援会議は0回、本人同意のない支援会議が4回、多機関協働事業の延べ対応件数は22回、終結実件数は0件となっております。令和7年度中において取り扱った個別ケースは、8050問題のケースとして1件、どこの相談窓口にも属さないケースとして1件、医療中断が見込まれる単身独居へのチーム支援を要するケースが1件で、合計3ケースに対し延べ4回の支援会議を実施しました。長期的な支援を行うも、本人同意には至っておらず、重層的支援会議へは現状ではつなげておりません。多機関協働事業の延べ対応回数については、調整役として各ケースのモニタリングや関係機関と調整を図った回数のみを計上しており、本3ケースに対するものとなります。参加支援事業です。こちらもアウトリーチ等継続的支援と同様、重層的支援会議に諮ることとなったケースがないことから、0件となっております。本人同意のもと具体的な支援プランを策定して取り組んでいける方を参加支援につなげていくものですが、今年度は参加支援事業の対象者が見込まれております。また、参加支援のつなぎ先の拡充と、次の地域の居場所の拡充につきましては、支援メニューともなり得る地域の居場所も多く、その定義が難しく、委託先がリストとして管理しておりませんでしたので、現時点で正確な数を計上することが難しく空欄とさせていただいております。数が確定しましたら別途ご報告させ

ていただきます。令和7年度中の取組内容といたしましては、参加支援については既存の「就労準備事業」を活用した就労へのハードルが高い若者に対し、民間企業の有志の方々と就労準備の前段の事業として、個々のニーズに合った参加支援を行えるよう調整を図りました。令和7年度はそのネットワークづくりを行っております。令和8年度から実際にプランを立てた個別の参加支援として実施していくことが見込まれます。また、地域づくり事業の評価指標としての数については、固定の居場所・拠点の数を示しているとの認識でおりますため、依存症の方のための居場所やひきこもり当事者のための居場所、農園ボランティア、居場所プロジェクトによって立ち上がったもの等数となると考えております。

参加支援事業です。こちらアウトリーチ等継続的支援と同様、重層的支援会議に諮ることとなったケースがないことから、0件となっております。本人同意のもと具体的な支援プランを策定して取り組んでいける方を参加支援につなげていくものですが、今年度は参加支援事業の対象者が見込まれております。また、参加支援のつなぎ先の拡充と、次の地域の居場所の拡充につきましては、支援メニューともなり得る地域の居場所も多く、その定義が難しく、委託先がリストとして管理しておりませんでしたので、現時点で正確な数を計上することが難しく空欄とさせていただきます。数が確定しましたら別途ご報告させていただきます。令和7年度中の取組内容といたしましては、参加支援については既存の「就労準備事業」を活用した就労へのハードルが高い若者に対し、民間企業の有志の方々と就労準備の前段の事業として、個々のニーズに合った参加支援を行えるよう調整を図りました。令和7年度はそのネットワークづくりを行っております。令和8年度から実際にプランを立てた個別の参加支援として実施していくことが見込まれます。また、地域づくり事業の評価指標としての数については、固定の居場所・拠点の数を示しているとの認識でおりますため、依存症の方のための居場所やひきこもり当事者のための居場所、農園ボランティア、居場所プロジェクトによって立ち上がったもの等数となると考えております。

参加支援事業です。こちらアウトリーチ等継続的支援と同様、重層的支援会議に諮ることとなったケースがないことから、0件となっております。本人同意のもと具体的な支援プランを策定して取り組んでいける方を参加支援につなげていくものですが、今年度は参加支援事業の対象者が見込まれております。また、参加支援のつなぎ先の拡充と、次の地域の居場所の拡充につきましては、支援メニューともなり得る地域の居場所も多く、その定義が難しく、委託先がリストとして管理しておりませんでしたので、現時点で正確な数を計上することが難しく空欄とさせていただきます。数が確定しましたら別途ご報告させていただきます。令和7年度中の取組内容といたしましては、参加支援については既存の「就労準備事業」を活用した就労へのハードルが高い若者に対し、民間企業の有志の方々と就労準備の前段の事業として、個々のニーズに合った参加支援を行えるよう調整を図りました。令和7年度はそのネットワークづくりを行っております。令和8年度から実際にプランを立てた個別の参加支援として実施していくことが見込まれます。また、地域づくり事業の評価指標としての

数については、固定の居場所・拠点の数を示しているとの認識でありますため、依存症の方のための居場所やひきこもり当事者のための居場所、農園ボランティア、居場所プロジェクトによって立ち上がったもの等数となると考えております。

下段は、定性評価の視点です。

重層的支援体制整備事業においては長期的な取組の結果、各事業においてその視点が進められたかをみていくこととなります。計画改定時における市民アンケートにとどまらず、関係機関等においてもアンケートを実施する必要があると考えておりますので、アンケート項目については別途重層的推進会議を含めて再度協議してまいりたいと考えております。

単年度の進捗状況については、先ほどの地域福祉推進計画の基本目標２「包括的支援体制の構築」施策の方向性（１）「重層的支援体制整備事業の整備」において取組状況の進捗を図るものとし、アンケートについては今後検討してまいりたいと考えております。

熊田会長：ありがとうございます。こちらの重層的支援体制整備事業の実施について、何かご質問等ございますか。

酒井委員：この数字だけみると、０とあるのでどうなのか。先程の地域福祉推進計画の中で福祉総合相談窓口における相談件数が大分伸びていると書いてあったが、ただその総合相談と名乗る中では複合的な高齢者だけではないとか問題がある中で、重層支援体制整備事業までに辿り着かないその前段で受け止められて課題解決に向けて動いていると解釈して問題ないのでしょうか。

熊田会長：基本、酒井委員の考えでよいと思います。この数字が少なく見えるのは、本事業の厚生労働省のカウントの仕方だとかかなり渋い感じになるということです。これだけみるとやっていないように見えてしましますが、実際には厚生労働省のカウントはプランを策定していないとカウントできないという要件があって、例えば参加支援のところでも実態としてはプラン策定しなくてもつなげているケースというのは沢山あります。小金井市では農園を活用した展開とか、丁寧にやっている。本当はそれもカウントできると増えてくるが、それはプランを策定していないから厚生労働省のカウントとして反映できない。ただ一方で、プランを策定していく必要があるというのも事実なので、これが実態を反映しているものではないというのは共有してもよいと思います。

酒井委員：ただ、地域共生社会の中ではこの重層的支援体制整備事業というのは肝でしたよね。地域包括支援センターや障がい者の計画相談等もあって各分野で色々と動いているので、全体の像が繋がるとよいのかなと。記述の方法について考えた方がよいと思います。

中内委員：よろしいですか。来年度、民法の改正により後見制度が大きく変わり、これまで後見・保佐、補助とあったのが、全て「補助」となる。そうになると、何を意味しているかということ、個人の意思決定というのが重視されているという見方があると思う。重層的支援体制整備事業の多機関協働や参加支援というのが困難になってくると思う。

もっと件数としては厳しくなってくるのではないか。

熊田会長：実際は動いているものを可視化できていないと不安思われると思います。実績の見せ方として、厚生労働省のカウントだけでなく、小金井独自のカウントをきちんとみせていく必要があると思います。今後、権利擁護や終身サポートについても変わっていくので、重層的支援体制整備事業とは別ですが、そこも重要になってくると思います。地域福祉計画では権利擁護も含めていますか。

地域福祉課長：地域福祉計画は、権利擁護の充実という枠はあるけれど、成年後見の制度推進の計画については別にあります。ご指摘のとおり、重層的支援体制整備事業のこの数字だけみると悲しい数字になるけれど、片や福祉総合相談窓口ですとか生活困窮のメニューなども多くやっています。今回の資料にはその内容が入っていないので、別の数字を皆様に情報提供させていただければと思います。

熊田会長：そうですね、今回はそのようにしていただけるといいかと思います。

永並委員：重層的支援会議というのは、本人同意が得られないと開催できないのですよね。そうすると件数は増えてきませんよね。具体的に連携してやられていることは分かるけれど、この重層的支援体制整備事業とどのように紐づけていったらいいのか、この制度はどうなのか個人的に引っかかってしまう。「あなたのサービスを充実するために」と同意を得るといえるのはできる気もするけれど、どうなのでしょう。

石塚副会長：そこについては自分から説明します。今回の1の実績の中で、支援会議4回というのがあります。本人同意はないけれど、何らかの支援が必要ではないか、というケースです。関係機関もなかなか手がつけられず、本来なら同意を得て参加支援などにつなげていけるとよいのですが、現状難しい。先程も説明がありましたが、医療中断してしまって、病院にも行かないという場合や、困っていないですかと聞いても困っていないと答えるように本人に困り感がないという場合、またそもそも本人と話すのも至難の業というようなものが多い。できたら重層的支援会議に諮りたいのだけれど、そこまでいかないという状況です。

熊田会長：以上でよろしいでしょうか。余談ですが、例えば支援会議4回というのは他の自治体と比べて比較的少ないというわけでもない。これを上げていくために、支援会議の周知を各機関にしていくとか、案件として挙げるときにシートを作るのが大変とよく業界では言われているので、それを簡略化するという仕組みを作っていくというのは、実績を上げていくという意味では検討していくとよいと思う。ただ広げていくのがよいというわけではないけれど、使ってもらうことに意味があるから件数を上げていくということもなくはないかと。つまりは課題としては、厚生労働省としてのカウントの問題、それから本人同意が得られないという難しさ、支援会議のようなものを専門職がもっと活用できるような環境を作っていくというのが、重層支援体制整備事業を実のある形に広げていくというのを各自治体も検討していますので、小金井市も同様に検討する必要があるかと思います。

議事につきましては以上となります。

本日いただいたご意見・ご指摘の集約や確認については、事務局に一任していただ

ればと思います。また、本日の質疑の他にもご質問等ございましたら、金曜日までに事務局までお寄せください。また、事務局には、質問への回答を全委員にお戻しいただくようお願いすることといたします。

地域福祉計画の実績評価については、次回、第2回地域福祉推進委員会にて本格的な審議に入りたいと考えております。

では、全ての議事が終了しましたので、事務局に司会をお願いいたします。

地域福祉課長：皆様、ご意見、ご指摘ありがとうございました。

本日頂いたご意見、ご指摘は、事務局にて実績報告書に反映し、次回、第2回福祉地域推進委員会に提出したいと思います。今後のスケジュールにつきましては、第2回地域福祉推進委員会にて「令和7年度の実績報告及び評価」をまとめさせていただき、市ホームページ等で公表させていただく予定でございます。なお、本会議の議事録につきましては、後日皆様にメールにて送付し、校正した後にホームページへ公表いたしますので、よろしくご確認ください。

次回の第2回地域福祉推進委員会は令和8年12月頃の開催を考えておりますので、日程調整のメールを改めて送らせていただきますので、ご協力ください。また、開催が近づきましたら、書面でも事務局より開催のお知らせを郵送させていただきます。

では、これで令和8年度第1回小金井市地域福祉推進委員会を終了といたします。長時間に渡り、皆様のご協力ありがとうございました。